

残価30%

購入選択権付リース

高額な医療機器は購入選択権付リースで導入！

1. 購入選択権付リースとは

リース期間の満了時に次のいずれかを選択できます。

- ①残価（購入権行使価格：物件価格の30%）による買取
- ②残価を基礎額とし、再度リース契約を締結（2次リース）

2. 購入選択権付リースのメリット

①リース満了後に物件の購入が可能

リース物件を最終的には購入できるため、使用期間が長い高額な医療機器に有効です。

②当初のリース料を低く抑えることが可能

残価を設定しているため※1次リース料（月額）は通常のリースに比べ低く抑えることができます。

※1次リース料の計算方法

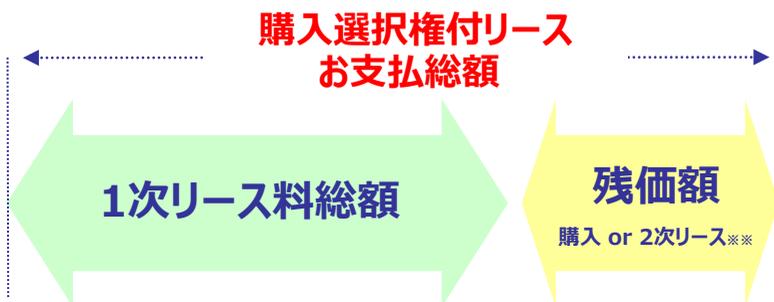
注意！

1次リース支払額=物件価格×リース料率
で計算されます。

（物件金額-残価）×リース料率ではありませんのでご注意ください。

※※2次リースのリース料について

2次リースのリース料は、1次リース満了前に改めてご提示致します。



3. 購入選択権付リースの留意点

①税務・会計処理

税務・会計上は所有権移転外ファイナンスリースと同様の処理を致します。

②満了物件買取時の資産計上

お客さまが購入選択権の行使によりリース物件を購入された場合、以下の方法で資産計上頂きます。定額法で計上される場合は（法定耐用年数-リース期間）として償却頂きます。（2年未満の場合は2年として償却）定率法で計上される場合は顧問税理士にご確認下さい。（概ね3～4年です。）

③医薬品医療機器等法（旧薬事法）の遵守

弊社が物件をお客さまに販売する場合、販売が可能か医薬品医療機器等法（旧薬事法）に基づきメーカー等に事前通知が必要です。（物件の点検やメンテナンスが必要な場合、費用はお客さまにご負担いただきます。）

お気軽にご相談ください・・・

シャープファイナンス株式会社

営業拠点

<https://www.f-sfc.co.jp/corporate/base/>